

中华人民共和国外国投资法
(草案征求意见稿)

中華人民共和國外國投資法
(草案意見聽取稿)

第一章	总 则
第二章	外国投资者和外国投资
第三章	准入管理
第四章	国家安全审查
第五章	信息报告
第六章	投资促进
第七章	投资保护
第八章	投诉协调处理
第九章	监督检查
第十章	法律责任
第十一章	附 则

第一章	総 則
第二章	外国人投資家及び外国投資
第三章	参入管理
第四章	国家安全審査
第五章	情報報告
第六章	投資の促進
第七章	投資の保護
第八章	苦情申立協調処理
第九章	監督検査
第十章	法的責任
第十一章	附 則

第一章 总则

第一章 総 則

第一条 【立法目的】

为扩大对外开放，促进和规范外国投资，保护外国投资者合法权益，维护国家安全和社会公共利益，促进社会主义市场经济健康发展，制定本法。

第1条 (立法の目的)

対外的な開放を拡大し、外国投資を促進及び規範化し、外国人投資家の合法的な權益を保護し、国の安全及び公共の利益を維持・保護し、社会主義市場經濟の健全な發展を促進するため、本法を制定する。

第二条 【适用范围】

外国投资者在中国境内投资适用本法。

第2条 (適用の範囲)

外国人投資家の中国国内での投資に本法を適用する。

第三条 【投资保护】

国家依法保护外国投资者、外国投资企业的合法权益。

第3条 (投資の保護)

国は、法に基づいて外国人投資家、外国投資企業の合法的な權益を保護する。

第四条 【遵守国内法】

外国投资者、外国投资企业应当遵守中国法律，不得损害国家安全和社会公共利益。

第4条 (国内法の遵守)

外国人投資家、外国投資企業は、中国法を遵守しなければならない。国の安全及び公共の利益を損なってはならない。

外国投资者、外国投资企业进行投资、从事经营活动，应当遵守社会公德、商业道德，诚实守信，接受社会监督，承担社会责任。

外国人投資家及び外国投資企業は、投資を行い、經營活動に従事するにあたり、社会道德、商業モラルを遵守し、信義誠実を守り、社会からの監督を受け、社会的責任を負わなければならない。

第五条 【外资管理制度】

国家实行统一的外国投资管理制度。

第5条 (外資管理制度)

国は、外国投資管理制度を統一的に実行する。

第六条 【国民待遇】

外国投資者在中国境内投資享有国民待遇，但根据本法第二十三条【目录制定程序】所制定的外国投資特別管理措施目录（以下简称特別管理措施目录）另有規定的除外。

第七条 【投資促進】

国家制定和实施与社会主义市场经济相适应的外國投資促進政策，推动投資便利化，建立健全統一開放、競爭有序的市场体系。

第八条 【公開透明原則】

国家对外國投資者在中國境内投資的管理，应遵循公開、透明的原則。

第九条 【外國投資主管部門】

国务院外國投資主管部門依照本法主管全國外國投資管理和促進工作。

縣級以上地方各級人民政府外國投資主管部門依法定權限負責本轄區的外國投資管理和促進工作。

第十条 【投資條約】

国家根据平等互利的原則，促進和发展同其他国家和地区的投資，締結多双边、区域投資條約、公約、協定。

第二章 外國投資者和外國投資

第十一条 【外國投資者】

本法所稱的外國投資者，是指在中國境内投資的以下主体：

- (一) 不具有中國國籍的自然人；
- (二) 依据其他国家或者地区法律設立的企业；
- (三) 其他国家或者地区政府及其所属部門或机构；
- (四) 國際組織。

受前款規定的主体控制的境内企业，視同外國投資者。

第十二条 【中國投資者】

本法所稱的中國投資者，是指以下主体：

第6条 (内国民待遇)

外国人投資家は、中国国内での投資において内国民待遇を享受する。ただし、本法第23条（目録制定プロセス）所定の外国投資特別管理措置目録（以下「特別管理措置目録」という。）に別段の定めがあるときは、この限りではない。

第7条 (投資の促進)

国は、社会主義市場經濟に適合する外国投資促進政策を制定、実施し、投資の利便性を促進し、統一かつ開放的な、競爭秩序が維持された市場システムを建設、整備する。

第8条 (公開性と透明性の原則)

国は、外国人投資家の中国国内における投資の管理については、公開性、透明性の原則に則らなければならない。

第9条 (外國投資の所管機關)

國務院の外國投資所管機關は、本法により全國の外國投資管理及び促進業務を所管する。

縣級以上の地方各級人民政府の外國投資所管機關は、法定の權限により本管轄地域の外國投資の管理及び促進業務に責任を負う。

第10条 (投資條約)

国は平等互惠の原則に基づき、その他の国と地域との投資、多国間、二国間、多地域間の投資條約、規約、協定の締結を促進する。

第二章 外国人投資家及び外國投資

第11条 (外国人投資家)

本法にいう外国人投資家とは、中国国内で投資する次の主体を指す。

- (1) 中国國籍を有しない自然人
- (2) その他の国又は地域の法により設立された企業
- (3) その他の国又は地域の政府及びその所属機關若しくは機構
- (4) 國際組織

前項に定める主体により統制を受ける国内企業は、外国人投資家と見なす。

第12条 (中國投資家)

本法にいう中國投資家とは、次の主体を指す。

- (一) 具有中国国籍的自然人;
- (二) 中国政府及其所属部门或机构;
- (三) 受前两项主体控制的境内企业。

- (1) 中国国籍を有する自然人
- (2) 中国政府及びその所属機関又は機構
- (3) 前2号の統制を受ける国内企業。

第十三条 【境内企业】

本法所称的境内企业，是指依据中国法律在中国境内设立的企业。

第13条 (国内企業)

本法にいう国内企業とは、中国法に基づいて中国国内に設立された企業を指す。

第十四条 【外国投资企业】

本法所称的外国投资企业，是指全部或者部分由外国投资者投资、依据中国法律在中国境内设立的企业。

第14条 (外国投資企業)

本法にいう外国投資企業とは、外国人投資家が全部又は一部投資し、中国法に基づいて中国国内に設立された企業を指す。

第十五条 【外国投资】

本法所称的外国投资，是指外国投资者直接或者间接从事的如下投资活动：

第15条 (外国投資)

本法にいう外国投資とは、外国人投資家が直接又は間接に次の投資活動に従事することを指す。

- (一) 设立境内企业;
 - (二) 取得境内企业的股份、股权、财产份额、表决权或者其他类似权益;
 - (三) 向其持有前项所称权益的境内企业提供一年期以上融资;
 - (四) 取得境内或其他属于中国资源管辖领域自然资源勘探、开发的特许权，或者取得基础设施建设、运营的特许权;
 - (五) 取得境内土地使用权、房屋所有权等不动产权利;
 - (六) 通过合同、信托等方式控制境内企业或者持有境内企业权益。
- 境外交易导致境内企业的实际控制权向外国投资者转移的，视同外国投资者在中国境内投资。

- (1) 国内企業の設立
 - (2) 国内企業の株式、持分、配当財産、議決権又はその他類似の權益の取得
 - (3) 前号にいう權益を持つ国内企業への一年以上の融資の提供
 - (4) 国内又はその他、中国の資源管轄分野に属する自然資源の实地探査、開発のロイヤリティ、又はインフラ施設の建設、運営のロイヤリティの取得
 - (5) 国内の土地所有權、建物所有權等の不動産權の取得
 - (6) 契約、委託等の方法を通じた国内企業の統制又は国内企業の權益の保有
- 海外の取引が国内企業の実際の支配權を外国人投資家へ移動した場合、外国人投資家が中国国内へ投資したものと見なす。

第十六条 【不动产权利】

外国投资者取得中国境内土地使用权、房屋所有权等不动产权利的，适用有关法律法规的规定，同时还应遵守本法第四章【国家安全审查】、第五章【信息报告】的规定。

第16条 (不動産權)

外国人投資家が中国国内の土地所有權、建物所有權等の不動産權を取得した場合、関連する法律法規の規定を適用するとともに、本法第四章(国家安全審査)、第五章(情報報告)の規定を遵守しなければならない。

第十七条 【非营利组织】

外国投资者在中国境内设立非营利组织或取得非营利组织权益的，适用有关法律法规的规定，同时还应遵守本法第四章【国家安全审查】、第五章【信息报告】的规定。

第17条 (NPO)

外国人投資家が中国国内にNPOを設立するか、NPOの權益を取得する場合、関連する法律法規の規定を適用するとともに、本法第四章(国家安全審査)、第五章(情報報告)の規定を遵守しなければならない。

第十八条 【控制】

本法所称的控制，就某一企业而言，是指符合以下条件之一的情形：

(一) 直接或者间接持有该企业百分之五十以上的股份、股权、财产份额、表决权或者其他类似权益的。

(二) 直接或者间接持有该企业的股份、股权、财产份额、表决权或者其他类似权益虽不足百分之五十，但具有以下情形之一的：

1. 有权直接或者间接任命该企业董事会或类似决策机构半数以上成员；
2. 有能力确保其提名人员取得该企业董事会或类似决策机构半数以上席位；
3. 所享有的表决权足以对股东会、股东大会或者董事会等决策机构的决议产生重大影响。

(三) 通过合同、信托等方式能够对该企业的经营、财务、人事或技术等施加决定性影响的。

第十九条 【实际控制人】

本法所称的实际控制人，是指直接或者间接控制外国投资者或者外国投资企业的自然人或者企业。

第三章 准入管理

第一节 一般规定

第二十条 【外资准入制度】

国家实行统一的外国投资准入制度，对禁止或限制外国投资的领域依据特别管理措施目录实施管理。

第二十一条 【外资准入主管部门】

外国投资主管部门会同有关部门对外国投资实施准入管理。

第二十二条 【特别管理措施目录】

对外国投资者及其投资给予低于中国投资者及其投资的待遇或施加其他限制的，须以法律、行政法规或国务院决定的形式予以规定，并纳入特别管理措施目录。

第 18 条 (統制)

本法にいう統制とは、任意の企業について、次のいずれかの条件が該当する場合を指す。

(1) 直接又は間接に当該企業の 50%以上の株式、持分、配当財産、議決権又はその他類似の権益を持つ場合

(2) 直接又は間接に保有する当該企業の株式、持分、配当財産、議決権又はその他類似の権益が 50%未満ではあるものの、次のいずれかの事由を具備する場合

① 直接又は間接に当該企業の董事会又は類似の決定機構の半数以上の成員の任命権を持つ場合

② その指名した人員によって当該企業の董事会又は類似の決定機構の半数以上を取得する能力を確保している場合

③ 保有する議決権が株主会、株主総会又は董事会等の決定機構の決議に重大な影響を及ぼすに足る場合

(3) 契約、委託等の方法を通じ、当該企業の経営、財務、人事、技術等に決定的な影響を及ぼす場合

第 19 条 (実際の支配者)

本法にいう実際の支配者とは、直接又は間接に外国人投資家若しくは外国投資企業を支配する自然人又は企業を指す。

第三章 参入管理

第一節 一般規定

第 20 条 (外資参入許可制度)

国は、統一的に外国投資参入許可制度を実施し、外国投資を禁止又は制限する分野について、特別管理措置目録に基づく管理を実施する。

第 21 条 (外資参入許可の所管機関)

外国投資の所管機関は、関連機関とともに、外国投資の参入許可管理を実施する。

第 22 条 (特別管理措置目録)

外国人投資家及びその投資に対する待遇が中国人投資家及びその投資に対する待遇を下回り、又はその他の制限を課される場合、法律、行政法規又は国务院が規定した形式で規定し、かつ、特別管理措置目録に組み入れなければならない。

第二十三条 【目录制定程序】

特别管理措施目录由国务院统一制定并发布。

国务院外国投资主管部门会同有关部门，根据国家缔结的多双边、区域投资条约、公约、协定和有关外国投资的法律、行政法规、国务院决定，提出制定或调整特别管理措施目录的建议，提交国务院审议。

第二十四条 【目录分类】

特别管理措施目录分为禁止实施目录和限制实施目录。

限制实施目录应详细列明对外国投资的限制条件。

第二十五条 【禁止实施目录】

外国投资者不得投资禁止实施目录列明的领域。

外国投资者直接或者间接持有境内企业的股份、股权、财产份额或者其他权益、表决权，该境内企业不得投资禁止实施目录中列明的领域，国务院另有规定的除外。

第二十六条 【限制实施目录】

限制实施目录包括以下情形：

- (一) 超过国务院规定的金额标准的投资；
- (二) 限制实施外国投资的领域。

外国投资涉及限制实施目录所列情形的，应符合限制实施目录规定的条件，并依照本法向外国投资主管部门申请外国投资准入许可。

未在限制实施目录中列明的，无需申请准入许可。

第二节 准入许可

第二十七条 【外资准入许可申请】

实施本法第二十六条【限制实施目录】第一款第(一)项规定的投资，应向国务院外国投资主管部门申请准入许可。

实施本法第二十六条【限制实施目录】第一款第(二)项规定的投资，应向国务院外国投资主管部门

第23条 (目録制定のプロセス)

特別管理措置目録は、國務院が統一的に制定し、公布する。

國務院外國投資の所管機關は、関連機關立会いのもと、国が締結した多国間、二国間、多地域間の投資条約、規約、協定及び外国投資に関連する法律、行政法規、國務院の決定に基づき、特別管理措置目録への提案を制定又は調整し、國務院へ提出し、審議する。

第24条 (目録の分類)

特別管理措置目録は、実施禁止目録と実施制限目録に分類される。

実施制限目録は、外国投資に対する制限条件を詳細に列挙しなければならない。

第25条 (実施禁止目録)

外国人投資家は、実施禁止目録に列挙された分野に投資してはならない。

外国人投資家が直接又は間接に国内企業に株式、持分、配当財産又はその他の權益、議決権を保有している場合、当該国内企業は、投資実施禁止目録の中に列挙された分野に投資してはならない。但し、國務院に別段の定めがあるときは、この限りではない。

第26条 (実施制限目録)

実施制限目録には、次の事由が含まれる。

- (1) 國務院が定める金額基準を超える投資
- (2) 外国投資の実施が制限されている分野

外国投資が実施制限目録に列挙された事由に関わる場合、実施制限目録の定める条件に合致しなければならず、かつ、本法に照らして外国投資の所管機關へ外国投資参入許可を申請しなければならない。

実施制限目録に列挙されていない場合、参入許可を申請する必要はない。

第二節 参入許可

第27条 (外資参入許可申請)

本法第26条(実施制限目録)第1項第(1)号の投資を実施する場合、國務院外國投資の所管機關へ参入許可を申請しなければならない。

本法第26条(実施制限目録)第1項第(2)号の投資を実施する場合、國務院の外國投資所管機關又

或省、自治区、直辖市人民政府外国投资主管部门申请准入许可。具体许可权限划分，由国务院规定。

第二十八条 【投资数额的累积计算】

外国投资者在两年内针对同一投资事项多次实施投资，其投资金额累积达到限制实施目录中规定的标准的，应当依照本法申请准入许可。

第二十九条 【融资计入投资数额】

外国投资者向其持有权益的境内企业直接或间接提供一年以上融资的，应将融资数额纳入投资数额加以计算。

第三十条 【准入许可申请材料】

外国投资者依据本法第二十七条【外资准入许可申请】向外国投资主管部门提出准入许可申请时，应提交以下材料：

(一) 申请书，包括：

1. 外国投资者及其实际控制人的情况；
2. 外国投资基本信息，包括投资金额、投资领域、投资区域、投资方式、出资比例和方式等；
3. 符合特别管理措施要求的说明；
4. 外国投资对能源资源、技术创新、就业、环境保护、安全生产、区域发展、资本项目管理、行业发展的影响；
5. 对是否触发国家安全审查和反垄断审查的说明；
6. 需申领前置性行业许可的，提交行业主管部门颁发的许可证件；
7. 涉及外国投资企业的设立或变更的，提交该外国投资企业的组织形式、治理结构等信息；
8. 通知和送达方式。

(二) 与申请书内容有关的文件和证明材料；

(三) 外国投资者及其实际控制人的陈述、声明及对申请材料真实性、完整性的承诺。

外国投资主管部门可要求外国投资者补充提交与前款规定内容相关的材料。

第三十一条 【受理】

申请材料齐全并符合法定形式的，外国投资主管部门应当受理准入许可申请，并向申请人出具受理回执。

北京市大地法律事務所(仮訳)

は省、自治区、直辖市人民政府の外国投資所管機関へ参入許可を申請しなければならない。具体的な許可権限の区分は、国务院が定める。

第 28 条 (投資金額の累計計算)

外国人投資家が 2 年以内に同一の投資事項に対して複数回投資を実施し、その投資金額の累積が実施制限目録の中に定められた基準に達した場合、本法に基づいて参入許可を申請しなければならない。

第 29 条 (融資の投資金額算入)

外国人投資家が權益を有する国内企業に直接又は間接に一年以上融資を提供した場合、融資金額を投資金額に算入して計算しなければならない。

第 30 条 (参入許可申請書類)

外国人投資家が本法第 27 条 (外資参入許可申請) に基づいて外国投資の所管機関へ参入許可申請をする場合、次の書類を提出しなければならない。

(1) 申請書には、次の内容が含まれる。

- ①外国人投資家及びその実際の支配者の状況
- ②投資金額、投資分野、投資地域、投資方法、出資割合及び方法等を含む、外国投資の基本情報
- ③特別管理措置の要求に適合することの説明
- ④外国投資のエネルギー資源、技術革新、就労、環境保護、安全な生産、地域の発展、資本プロジェクト管理、業界の発展への影響
- ⑤安全審査及び独占禁止審査に抵触するか否かの説明

⑥ 事前の業界許可を申請する必要がある場合、業界を所管する機関の発行した許可証の提出

⑦ 外国投資企業の設立又は変更に関わる場合、当該外国投資企業の組織形態、統制システム等の情報

⑧通知及び送達の方法

(2) 申請書の内容に関連する書類と証明書類

(3) 外国人投資家及びその実際の支配者の陳述、表明及び申請書類の真実性、完全性の誓約書

外国投資の所管機関は、外国人投資家に前項の定める内容に関する書類の追完提出を要請することができる。

第 31 条 (受理)

申請書類が揃い、法定の形式に適合している場合、外国投資所管機関は、参入許可申請を受理しなければならない。かつ、申請者へ受領書を発行しなければならない。

申请材料不齐全或不符合法定形式的，应当场或者在 5 个工作日内一次告知申请人需要补正的全部内容，逾期不告知的，自收到申请材料之日起即为受理。

第三十二条 【审查因素】

外国投资主管部门应从以下方面对外国投资进行准入审查：

- (一) 对国家安全的影响；
- (二) 是否符合特别管理措施目录规定的条件；

(三) 对能源资源、技术创新、就业、环境保护、安全生产、区域发展、资本项目管理、竞争、社会公共利益等的影响；

- (四) 对于行业发展的实际影响与控制力；
- (五) 国际条约义务；
- (六) 外国投资者及其实际控制人的情况；
- (七) 国务院规定的其他因素。

第三十三条 【准入许可和行业许可的关系】

外国投资涉及需申领前置性行业许可的领域的，外国投资主管部门在审查决定中说明行业许可获得情况。

外国投资涉及需申领非前置性行业许可的领域的，外国投资主管部门应在审查时征求相关行业主管部门意见。行业主管部门出具审查意见书，外国投资主管部门在审查决定中说明行业主管部门的审查意见。

第三十四条 【准入许可和安审的衔接】

外国投资主管部门在进行准入审查时，发现外国投资事项危害或可能危害国家安全的，应暂停准入审查程序，并书面告知申请人提交国家安全审查申请；进行准入审查的省、自治区、直辖市人民政府外国投资主管部门应将有关情况报告国务院外国投资主管部门。除非申请人撤回准入许可申请，外国投资者应当按照本法第四章【国家安全审查】提交国家安全审查申请。

第三十五条 【审查期限】

ならない。

申請書類が揃っていないか、法定の形式に適合していない場合、その場において、又は5業務日以内に申請者へ訂正が必要な全ての内容を一括して告知しなければならない。期限を過ぎても告知しない場合、申請書類を受け取った日を受理日と見なす。

第 32 条 (審査要素)

外国投資の所管機関は、次の面から外国投資に対する参入許可審査を行わなければならない。

- (1) 国の安全に対する影響
- (2) 特別管理措置目録の定める条件に合致しているかどうか
- (3) エネルギー資源、技術革新、就労、環境保護、安全な生産、地域の発展、資本プロジェクト管理、競争、公共の利益等への影響
- (4) 業界の発展に対する実際の影響及び支配力
- (5) 国際条約上の義務
- (6) 外国人投資家及びその実際の支配者の状況
- (7) その他、国务院が定める要素

第 33 条 (参入許可と業界許可の関係)

外国投資が事前の業界許可に関わる分野の場合、外国投資の所管機関は審査決定において業界許可の取得状況について説明しなければならない。

外国投資が事前の業界許可に関わる分野ではない場合、外国投資の所管機関は、審査の際に関連業界の所管機関へ意見を求めなければならない。業界の所管機関は審査意見書を発行し、外国投資の所管機関は、審査決定において業界の所管機関の審査意見を説明する。

第 34 条 (参入許可と安全審査の連結)

外国投資の所管機関が参入許可の審査を行うとき、外国投資事項に国の安全に危険をもたらすか危険をもたらす可能性のあることを発見した場合、参入許可審査プロセスを一時停止し、かつ、書面により申請者へ告知し、国家安全審査申請書を提出しなければならない。参入許可審査を行う省、自治区、直辖市人民政府の外国投資所管機関は、関連状況を国务院の外国投資所管機関へ報告しなければならない。申請者が参入許可申請を撤回しない限り、外国人投資家は、本法第四章(国家安全審査)に基づき、国家安全審査申請書を提出しなければならない。

第 35 条 (審査期間)

外国投資主管部門应在受理准入許可申請之日起30个工作日内完成审查。情况复杂的可延长30个工作日。

发生本法第三十四条【准入許可和安審的銜接】规定的情形并进入国家安全审查程序的，进行国家安全审查的期限不计入前款所列的审查期限。

第三十六条 【审查決定】

外国投資主管部門依法对外國投資事項作出批准、附加條件批准或不予批准的書面決定，並通知申請人；作出附加條件批准或不予批准決定的，應當說明理由。

第三十七条 【附加條件的類型】

外国投資主管部門作出審查決定時可附加以下一項或幾項條件：

- (一) 資產或業務剝離；
- (二) 持股比例限制；
- (三) 經營期限要求；
- (四) 投資區域限制；
- (五) 當地用工比例或數量要求；
- (六) 國務院規定的其他條件。

外国投資主管部門附加以上一項或多項條件的，应在審查決定中列明。

第三十八条 【征求意见】

外国投資主管部門進行准入審查時，可征求相關部門、地方和其他利害關係人意見。

第三十九条 【征求社会公众意见】

外国投資主管部門進行准入審查時，認為申請事項可能對社會公共利益造成重大影響的，可通過召開論證會、舉行公開聽證等方式征求社會公眾意見。

第四十条 【申辯機會】

外国投資主管部門進行准入審查，擬作出附加條件批准或者不予批准決定的，應給予外國投資者申辯的機會。

外国投資の所管機關は、参入許可申請を受理した日から30業務日以内に審査を完了しなければならない。状況が複雑な場合には、さらに30業務日延長することができる。

本法第34条(参入許可と安全審査の連結)の定める事由が発生し、かつ、国家安全審査手続に入る場合、国家安全審査の期間は、前項に列挙した審査期間に算入されない。

第36条 (審查決定)

外国投資の所管機關は、法に基づいて外國投資事項に対する認可を行い、付加條件の認可又は不認可を書面により決定し、かつ、申請者へ通知する。付加條件の認可又は不認可を決定した場合、理由を説明しなければならない。

第37条 (附加條件の種類)

外国投資の所管機關が審査の決定を下す場合、次の一号又は複数号の條件を付加することができる。

- (1) 資産又は業務の剥離
- (2) 持分比率の制限
- (3) 経営期間に対する要求
- (4) 投資地域の制限
- (5) 現地の雇用割合又は人数に対する要求
- (6) その他、國務院が定める條件

外国投資の所管機關が上記の一号又は複数号の條件を付加する場合、審査決定書の中で説明しなければならない。

第38条 (意見の聴取)

外国投資の所管機關が参入許可審査を行うとき、關係機關、地方及びその他の利害關係者から意見を求めることができる。

第39条 (パブリックコメントの聴取)

外国投資の所管機關が参入許可審査を行うとき、申請事項が公共の利益に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められる場合、検証会の開催、公聴会の開催等の方法を通じてパブリックコメントを求めることができる。

第40条 (弁明の機会)

外国投資の所管機關が参入許可審査を行うとき、付加條件を付けた認可又は不認可の決定を下す予定の場合、外国人投資家へ弁明の機会を与えなければならない。

第四十一条 【批准决定时效】

外国投资者自批准决定作出之日起 1 年内未实施投资行为的，应向作出批准决定的外国投资主管部门说明情况。外国投资主管部门认为有必要的，外国投资者应重新提出准入许可申请。

第四十二条 【办理手续】

外国投资依照本法须经准入许可的，外国投资者应在获得准入许可后办理登记、外汇、税务等手续。

外国投资依照本法无需申请准入许可的，外国投资者可依据相关法律法规办理登记、外汇、税务等手续。

第四十三条 【许可决定的公开】

外国投资主管部门应向社会公布外国投资准入许可决定，但依法不予公开的除外。

第四十四条 【遵守附加条件的报告】

外国投资依照本法获得附加条件准入许可的，外国投资者或外国投资企业在依据本法第五章【信息报告】第四节【定期报告】提交年度报告时应同时说明上一年度遵守附加条件开展经营的有关情况。

第四十五条 【实际控制情形下视为内资】

本法第十一条【外国投资者】第一款第（二）项所规定的外国投资者，受中国投资者控制的，其在中国境内从事限制实施目录范围内的投资，在申请准入许可时，可提交书面证明材料，申请将其投资视作中国投资者的投资。

外国投资主管部门在进行准入许可审查时，应对外国投资者依据前款规定提出的申请进行审查，作出是否视作中国投资者的投资的审查意见，并在准入许可决定中予以说明。

第四十六条 【外资准入审查指南】

国务院外国投资主管部门应编制和公布外国投资

第 41 条（認可決定の時効）

外国人投資家が認可決定の下りた日から 1 年以内に投資行為を実施しない場合、認可決定を下した外国投資の所管機関へ状況を説明しなければならない。外国投資の所管機関が必要と認める場合、外国人投資家は改めて参入許可申請書を提出しなければならない。

第 42 条（手続）

外国投資が本法により参入許可を経なければならない場合、外国人投資家は、参入許可を得た後、登記、外貨、税務等の手続を行わなければならない。

外国投資が本法により参入許可を申請する必要がない場合、外国人投資家は関連する法律法規により登記、外貨、税務等の手続を行うことができる。

第 43 条（許可決定の公開）

外国投資の所管機関は、社会へ外国投資参入許可の決定を公開しなければならない。ただし、法により公開しない場合は、この限りではない。

第 44 条（付加条件遵守の報告）

外国投資が本法により付加条件付きの参入許可を得た場合、外国人投資家又は外国投資企業は本法第五章（情報報告）及び第四節（定期報告）により年度報告書を提出する際、同時に前年度の付加条件を遵守して経営を展開したことに関する状況を説明しなければならない。

第 45 条（実際の支配状況により中国企業と見なす場合）

本法第 11 条（外国人投資家）第 1 項第（2）号所定の外国人投資家が中国人投資家の支配を受けている場合、中国国内における実施制限目録の範囲内の投資につき、参入許可を申請するときに証明書類を提出し、その投資を中国人投資家による投資と見なすよう申請することができる。

外国投資の所管機関が参入許可審査を行うとき、外国人投資家が前項の規定により提出された申請書を審査する際、中国人投資家による投資と見なすかどうかの審査意見を下し、参入許可決定書の中で説明しなければならない。

第 46 条（外資参入許可審査ガイドライン）

国务院の外国投資所管機関は、外国投資参入許可

准入審査指南。

第四十七条 【咨询】

外国投资者及其利害关系人可就外国投资准入许可的范围和程序向本法第二十七条【外资准入许可申请】规定的**外国投资主管部门**提出咨询。

外国投资主管部门应在接到咨询申请后10个工作日内作出答复。

北京市大地法律事務所(仮訳)

審査ガイドラインを作成し、公布しなければならない。

第47条 (問い合わせ)

外国人投資家及びその利害関係者は、外国投資参入許可の範囲及びプロセスに基づき本法第27条(外資参入許可申請)の定める外国投資の所管機関へ問い合わせを行うことができる。

外国投資の所管機関は、問い合わせを受けてから10業務日以内に回答しなければならない。

※ここから先の対訳のご高覧をご希望の方は、別途メールにてお問い合わせ下さいませ。
場合によっては、費用が発生することもございます。予め、ご了承のほどお願い申し上げます。